

商品概要説明書

1. 商品名	住 宅 ロ ー ン (無担保)
2. お申込みに なれる方	<p>お申込み時点で以下の条件を満たす現職の個人組合員の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続1年以上かつ満20歳以上で、当組合に普通預金口座を開設している方 ・当組合からのお借入がある場合は延滞がない方 ・休職中でない方またはその予定がない方 ・転職者等の方は、申込時1年以内に同一勤務先での連続して1年以上の就業履歴があることを確認できた場合は、勤続6か月以上1年未満でのお申込みが可能です。(アルバイト、パートタイマー勤務は除きます) <p>※なお、再任用職員、育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員の方はご利用いただけません。</p>
3. 資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人がお住まいになるための土地の取得、ご自宅の建築、増改築、内外改装工事のほか、断熱工事、防蟻工事、外溝工事、車庫などの付帯工事費用。 ・お申込み前2か月以内に支払い済みのものもご利用いただけます。 <p>※なお、お借入資金はご指定いただいた当組合の普通預金口座に入金させていただきますが、原則として預金口座からお支払先へ直接お振込させていただきます。</p>
4. ご融資金額	<p>1件10万円以上500万円以内(1万円単位) ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に当組合の貸付をご利用中の場合は、全貸付の残高合計が、1,500万円上限とします。ただし、「住宅ローン(共済借換)」・「スカイローン」・「SSS住宅ローン」・「カードローン」を除きます。 ・本件お借入を含むすべてのお借入の年間返済元利金合計が、前年の税込年収(配偶者に収入がある場合は合算した額)に対し下記基準以内となる方 <ul style="list-style-type: none"> 500万円以下のとき 25%以内 900万円以下のとき 35%以内 900万円超のとき 40%以内 ・お申込み額は、資金用途確認書類で確認できる必要額以下とします。
5. ご返済期間	15年(180回)以内
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等分割返済または元利均等分割返済のいずれかをお選びいただけます。 ・いずれをお選びの場合でも、貸付額の50%を上限として6か月毎のボーナス返済を併用することができます。(ボーナス返済部分のご返済期間は、毎月返済部分のご返済期間と同じ期間になります) ・元金均等分割返済をお選びいただいた場合の毎回の返済元金、または元利均等分割返済をお選びいただいた場合の毎回の返済元利金合計は最低1万円以上です。 ・給与・賞与から天引きによりご返済いただきます。
7. 金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月毎の変動金利です。(お借入期間中の金利の見直しは毎年4月1日及び10月1日に行い、4月1日の場合は6月の毎月返済部分の約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の毎月返済部分の約

	<p>定返済日の翌日から適用します)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の金利については窓口にお問い合わせください。
8. 担保・保証人等	<ul style="list-style-type: none"> ・担保・保証人は不要です。 ・団体信用生命保険の付保対象外です。
9. お申込み時にご用意いただくもの	<ol style="list-style-type: none"> ① 普通預金通帳およびお取引印鑑 ② ご本人であることを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（提示できない場合は、運転免許証、パスポート、健康保険証など） ③ 資金使途確認書類 <ul style="list-style-type: none"> （土地・建物のご購入の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書、重要事項説明書、物件概要書、付近の見取図、ご購入物件の写真 ・住宅ローン融資決定書または申込書控（他金融機関の住宅ローンを併用される場合） ・請求書（申込時点で一部又は全部の請求がある場合） ・領収書（申込時点で一部又は全部が支払い済である場合） （新築の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事見積書および建築工事請負契約書、建築確認通知書、付近の見取図、建築場所の写真 ・住宅ローン融資決定書または申込書控（他金融機関の住宅ローンを併用される場合） ・請求書（申込時点で一部又は全部の請求がある場合） ・領収書（申込時点で一部又は全部が支払い済である場合） <p>※完成後、完成建物の写真等を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> （増改築その他工事の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・工事見積書および工事請負契約書、建築確認通知書（必要な場合）、付近の見取図、着工前または工事中の写真等の提出を求める。 ・請求書（申込時点で一部又は全部の請求がある場合） ・領収書（申込時点で一部又は全部が支払済である場合） <p>※完成後、工事部分の写真等提出を求める。</p> ④ 前年の年収確認書類（源泉徴収票、市県民税特別徴収税額決定通知書など） ⑤ 直近の給与支給明細書 ⑥ 配偶者の収入を合算する場合は配偶者の前年の年収確認書類 ⑦ その他組合が必要と認めた書類
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合総務部総務課にお申し出ください。</p> <p>【神戸市職員信用組合 総務部総務課】 078-984-0500</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間 8時45分～17時30分</p> ・紛争解決措置 <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合総務部総務課またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地の</p>

お客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

※詳しくは融資課窓口にご相談ください。

※審査の結果によってはご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。